

一般社団法人日本認知・行動療法学会

正会員に関する規程

第 1 条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）の正会員に関する規定は、定款及び基本規程の定める他、本規程の定めるところによる。

第 2 条 本学会の正会員となろうとするものは、正会員 2 名の推薦を得て所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 推薦者が 2 名そろっていない場合は、入会希望理由書を提出しなければならない。

第 3 条 正会員の入会資格は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学学部卒業以上又はこれと同等の学識を持つと認められるもの

(2) 医療、教育、心理、福祉など認知・行動療法の近接領域の職業に 2 年以上従事し実績があり、入会希望書、勤務内容証明書、推薦状が提出されたもの

第 4 条 正会員は、本学会が営むあらゆる事業に参加することができ、また本学会の編纂出版物について無料配布又は優先配布を受けることができる。

第 5 条 正会員は、3 年間会費を滞納したときに会員としての資格を失う。

第 6 条 正会員は休会をすることができる。休会期間は、年会費の納入は免除されるが、機関誌は配布されない。

第 7 条 正会員は任意にいつでも退会することができる。退会する際は、当該年度の会費は返還されない。

第 8 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。